静岡市競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合に

別紙4

「住宅の応急修理指定業者願書」に添付するものです。

（宛先）静岡市長

誓約書

当社（私）は、

１ 災害救助法に基づく被災した住宅の応急修理実施にあたり、関係法令等を遵守します。

２　暴力団員等、暴力団員の配偶者、暴力団員等と密接な関係を有する場合、この応急修理の契約をしません。

３　 住宅の応急修理に従事する場合、暴力団員等、暴力団員の配偶者、暴力団員等と密接な関係を有するものであることを知りながら、下請けその他の契約をしません。

４　暴力団員等、暴力団員の配偶者、暴力団員等と密接な関係を有するものから不当な要求を受けた場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への報告その他の暴力団排除のために必要な協力をします。

５ この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより，当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

令和　　 年 　　月 　　日

所 在 地

事業者名

又は屋号

代表者名

又は個人名  
　　　　　　　　（氏名欄：法人の場合は記名及び押印、個人の場合は署名でお願いします）

《参考資料》

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

（定義）

第２条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当た る違法な行為をいう。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は 常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第 32 条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

一 指定暴力団員

二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係 と同様の事情にある者を含む。）

三 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの

四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影 響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

２ 国及び地方公共団体は、前項に規定する措置を講ずるほか、その事務又は事業に関す る暴力団員による不当な行為の防止及びこれにより当該事務又は事業に生じた不当な影 響の排除に努めなければならない。

　静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。

（１）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律 第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号の暴力団をいう。

（２）暴力団員 法第２条第６号の暴力団員をいう。

（３）暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をい

　　う。